

健康・福祉・年金・医療



がん患者医療用ウィッグ購
入費の一部を助成します

市内在住で次の全てに該当する方
①がんと診断され、がんの治療を受けている ②がんの治療に伴う脱毛によつて、就労や社会参加等に支障がある、または支障が出るおそれがあるため、医療用ウィッグの装着が必要である ③他の法令等に基づき助成を受けていない ■助成額 購入費の2分の1(上限1万円。今年4月1日以降に購入したものに限り) ④がんの治療を受けていることの証明書類(お薬手帳、診療明細書等)、医療用ウィッグ購入時の領収書、保険証または運転免許証、通帳、印鑑 ⑤申請書を健康課(にこふる) ☎内線368へ ⑥代理申請の場合は委任状及び代理人の本人確認が必要。市HP

40歳未満の方へ
さわやか健診で健康チェック!

▼レディース健診 ①10月16日 ☎19日 ☎午前9時〜10時、午後1時30分〜2時30分 ②10月22日 ☎23日 ☎午後1時30分〜2時30分 ③総合保健福祉センター(にこふる) ④市内地区健康管理センター ⑤費用 一般健康診査(1,500円) …身体計測(身長、体重、腹囲)、血圧測定、内科診察、心電図、尿検査(たんぱく、糖)、血液検査(脂質、肝機能、貧血、血糖)

骨粗しょう症検診(500円) …腕のレントゲン検査(一般健康診査を受診する方で今年度中に20歳・25歳・30歳・35歳になる方。②の日程で受診) ④他 託児あり(要予約)

▼メンズ健診 ①11月16日 ☎19日 ☎午後1時30分〜2時30分 ②にこふる ③一般健康診査(レディース健診と同じ) ④費用1,500円

▼共通 ①職場等で健診機会のない昭和51年4月1日以降生まれの方 ②申5月7日 ☎7月31日 ☎健康課 ☎内線370または各地域庁舎市民福祉課へ ③他生活保護世帯、市民税非課税世帯の方には減免制度があります(事前申請必要)

大腸がん検診無料クーポン
券を4月末に送付しました

市が実施する大腸がん検診を受診した際の自己負担金が無料になります。 ④今年4月20日現在、本市に住民登録をしている次の生年月日の方 ▼昭和29年4月2日〜同30年4月1日 ▼同34年4月2日〜同35年4月1日 ▼同39年4月2日〜同40年4月1日 ▼同44年4月2日〜同45年4月1日 ▼同49年4月2日〜同50年4月1日 ⑤健康課 ☎内線367または各地域庁舎市民福祉課へ

高齢者・障害者住宅整備
資金の利子補給

高齢者や障害者向けに住宅の増築や改造をする際、市内の指定金融機関(漁協・ゆうちょ銀行は除く)から融資を

受けた場合に、利子の一部を市が補給します(補給の可否は審査の上決定)。 ①満60歳以上の方 ②身体障害者手帳1〜4級所持者 ③療育手帳A所持者 ④①③のいずれかと同居している方 ⑤利子補給対象額 300万円以内 ⑥利率 1・25%(変動の場合あり)ですが、市で年1・25%分を利子補給するため利子の自己負担はありません ⑦返済方法 10年以内で元利均等または元金均等の月賦償還

⑧高齢者: 本所長寿介護課 ☎内線193 または各地域庁舎市民福祉課へ ⑨障害者: 本所福祉課 ☎内線130 または各地域庁舎市民福祉課へ

在宅生活支援家事援助サービス
(自立ホームヘルプサービス)

⑩65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で、要支援または要介護認定を受けていないが、日常生活を営むのに支障があり、支援・指導が必要なる方 ⑪ホームヘルパーが訪問して日常生活や家事(調理・買物等)等を支援・指導。派遣時間は土曜・日曜日、祝日を除く午前8時〜午後5時。30分1単位で週4単位(2時間)までの利用 ⑫自己負担 1単位120円(生活保護護世帯は無料) ⑬各地域包括支援センター、本所長寿介護課 ☎内線192 または各地域庁舎市民福祉課へ

訪問理美容サービス助成
事業

⑭65歳以上の方で、老衰や病気等によつて理容所や美容院に向くことが困

難な要介護3以上の認定を受けている方 ⑮1回につき1,000円の出張旅費助成券を交付(年6枚まで) ⑯各地域包括支援センター、本所長寿介護課 ☎内線193 または各地域庁舎市民福祉課へ

耳と手足の不自由な方の
ための巡回相談

⑰5月13日 ☎午後1時〜3時 ⑱にこふる ⑲18歳以上の方で、新たに身体障害者手帳の交付を受けた方、交付を受けている方で程度変更したい方、補装具の交付を希望する方等(現在治療中の方を除く) ⑳聴覚、肢体 ㉑印鑑、保険証、交付済みの方は身体障害者手帳 ㉒本所福祉課 ☎内線136 または各地域庁舎市民福祉課へ

特別障害者手当と障害児
福祉手当の支給について

⑳特別障害者手当 ㉑満20歳以上で国民年金障害基礎年金の1級程度の障害が重複するなどの著しい重度の障害状態であるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方 ㉒給付月額 2万6,620円

㉓障害児福祉手当 ㉔満20歳未満で重度の障害状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする方 ㉕給付月額 1万4,480円

㉖共通 ㉗本所福祉課 ☎内線137 または各地域庁舎市民福祉課へ ㉘他 診査書が必要。視覚・聴覚・肢体・心臓・腎臓・精神等の障害が該当します(施設入所や入院している方は該当外)

地域(藤島・羽黒・櫛引・朝日・温海地域)ごとに設置します

鶴岡市地域振興懇談会

地域振興や活性化について、地域住民の皆さんの声を施策に反映するため、各地域振興懇談会委員の一部を公募します。

- ◎**対象** 次の全てに該当する方で各地域振興懇談会4人以内
 - ①各地域振興懇談会の区域に住所を有している、または各地域振興懇談会の区域にある事務所等に勤務している市民の方
 - ②今年4月1日現在で満20歳以上の方
- ◎**申込み** 5月20日④まで申込書を各地域庁舎総務企画課へ(郵送は当日必着)。詳細は市HPをご覧ください
 - 藤島庁舎同課☎内線212
 - 羽黒庁舎同課☎内線223
 - 櫛引庁舎同課☎内線213
 - 朝日庁舎同課☎内線307
 - 温海庁舎同課☎内線313

地域コミュニティ活性化推進委員会

地域コミュニティの維持・活性化に向けた取り組みについて、市民の皆さんの意見を反映するため、委員を公募します。

- ◎**任期** 平成29年3月まで
- ◎**対象** 市内に在住または通勤・通学している20歳以上の方で、地域コミュニティ活動等の地域活動について知識、経験または関心がある方3人程度
- ◎**申込み** 6月1日④まで応募用紙を本所コミュニティ推進課☎内線129へ
※応募用紙は同課、各地域庁舎総務企画課に設置。市HPにも掲載しています。

国民年金保険料の 学生納付特例制度

20歳以上の国民年金加入の学生で、収入が一定額以下等の基準に該当する方は、在学中の保険料納付が猶予されます。今年度の納付特例適用を希望する方は、早目に申請手続きをしてください。申請には年金手帳と、学生証の写しまたは在学証明書等が必要です。

大学(大学院)、短大、高等専門学校、専修学校、各種学校(一年以上の課程に限る)等に在籍する学生が対象で、住民登録している市区町村の国民年金窓口で申請手続きができます。申請書類に在学予定期間を記入すると、2年目以降は、学生終了予定の年度まで申請書が3月下旬に住所地へ郵送されます(学生である間は、毎年申請が必要)。なお、猶予された期間の保険料は、10年以内に追納できます。

☎国民年金事務所☎23・5040、本所国民年金課☎内線113または各地域庁舎市民福祉課へ

忘れていませんか? 国民健康保険の手続き

国保の加入・脱退等の手続きは各自で行う必要があります。

- ▼無保険の方はいませんか 次の方以外は、原則として国保に加入しなければなりません ①会社等の健康保険に加入している方とその扶養家族 ②後期高齢者医療制度に加入している方
- ③生活保護を受けている方
- ▼二重加入している方はいませんか

国保に加入していた方が会社に勤めたり、勤めている方の扶養となったりして、新たに健康保険に加入した場合は、国保の喪失届が必要で、届出をしないと国保に加入したままとなり、保険料と国保税を二重に納めることとなりますので、ご注意ください

▼適正な健康保険に加入していますか 国保に加入している方で、国保以外の健康保険に加入している家族の扶養となる要件を満たしている場合は、健康保険の切替えができます。要件を満たしているか、家族が勤めている会社等で確認し、手続きをしてください

☎本所国民年金課☎内線124または各地域庁舎市民福祉課へ

税



平成27年度の市・県民税納 税通知書をお送りします

- ▼給与からの差引き(特別徴収)の方 5月15日④に各事業所へ発送。各個人には各事業所が配付します
- ▼それ以外の方 6月15日④に各個人へ発送
- ▼共通 ☎本所課税課☎内線201

平成26年分の所得・課税 証明書を発行します

- ▼給与からの差引き(特別徴収)のみの方 5月15日④から発行
- ▼それ以外の方 6月15日④から発行
- ▼授業料免除や奨学金申請に用いる指定様式の所得・課税証明書 6月15日

- ①から発行
- ▼共通 ☎本人確認ができる証明書類(運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等)をお持ちの上、本所市民課または各地域庁舎市民福祉課へ ☎本所課税課☎内線201

平成27年度の軽自動車税納 税通知書をお送りします

- ☎今年4月1日現在で軽自動車(バイクや小型特殊自動車、乗用の農機具等を含む)を所有している方 ■納期限 6月1日④(1年分を1回で納付。月割り課税はありません。4月2日以降に廃車や名義変更をしても27年度分全額を納付することになります) ☎本所課税課☎内線206 ④▽納税証明書は車検時に必要です。大切に保管してください(口座振替の方には6月1日④引き落としの後に送付) ▽身体障害者等の減免は、5月15日④〜29日④に同課で申請してください(減免には障害等級等の条件あり。今まで減免を受けていた方は、車が変わるなどしなければ改めて申請する必要はありません(構造を除く) ▽原動機付自転車等の税率引上げ時期は、27年度から28年度へ1年延期されました

平成27年度の固定資産税・都市計 画税納税通知書をお送りします

- 今年度は、3年ごとに土地や家屋の価格を見直す「評価替え」の年です。
- ▼土地の評価替え 宅地の評価は、地価公示価格の7割をめどに評価の均衡、適正化を図っています

▼税負担の調整措置 固定資産税・都市計画税の負担額が急増しないように、また土地の価格にも対応した仕組みで、引き続き税負担の均衡化を図ります

▼家屋の評価替え 評価基準の改定によって、全ての家屋を再計算しています。既存の家屋の評価額は、据え置きまたは引下げをしています

▼新築住宅の軽減 新築後の一定期間、固定資産税が軽減されます。軽減期間満了後は、軽減分について納付額が増えますので、ご注意ください。ほかに軽減の制度があります

▽平成24年～26年に新築した住宅：新築後3年間
▽平成22年～26年に新築した3階以上の中層耐火住宅等：新築後5年間

▼納税通知書をお送りします 土地・家屋の一筆・一棟ごとの「課税資産の内訳」を添付しています。必ず課税内容を確認してください

■発送日 5月15日

※今年1月1日現在の登記簿や固定資産課税台帳に土地や家屋等の所有者として登録されている方

納期限 第1期：6月1日 第2期：7月31日 第3期：来年1月4日 第4期：2月29日

■ 関本所課税課 内線207

生活



相談無料、秘密は守られます
行政に関する相談は行政相談委員へ

行政相談委員及び総務省山形行政評価事務所では、国・NIT・公庫等の特殊法人や独立行政法人等についての

苦情や要望、意見等を聞き、改善するよう働き掛けます。

▼市内の行政相談委員（敬称略） 鶴岡地域：渡邊ゆみ 藤島地域：池田勝美 羽

黒地域：高田志郎 榊引地域：澤川宏一 朝日地域：渡部芳勝 温海地域：本間仁教

▼山形行政評価事務所（行政苦情110番） ☎0570・090110 関本所市民課 内線158

市営住宅入居者募集

住宅名	間取り等	戸数
ちわら住宅	1LDK（高齢・障害者向け） 3DK（子育て向け）	1
美原住宅	2階・3DK 4階・2K	1
鶴岡 稻生住宅	3階・3DK 3階・2LDK	1
東部住宅	3階・3DK	1
大西住宅	1階・3DK（高齢・障害者向け）	1
大山住宅	1階・2DK（高齢・障害者向け）	1
藤島 ふじなみ住宅	平屋・3LDK（子育て向け）	1
朝日 下名川住宅	平屋・3DK	1
海 紅葉岡住宅	3階・3K	1
温 柳原住宅	3階・3DK	1

■入居時期 7月中旬以降 5月1日～21日に本所建築課 内線483 または各建設事務室（羽黒・朝日）

温海庁舎）へ 他人居資格要件があり、調査の上入居を決定します（子育て向け住戸は小学生以下の子供がいる世帯対象）。応募多数の場合は抽せん。応募がなかった住戸は落選者を対象に2次抽せんを行います。一部住戸は世帯状況に応じた優先選考です

空き家バンク活用補助金の申請を受け付けます

移住希望者や若者・新婚世帯等が、来年1月31日⑩まで、NPO法人つるおかランド・バンクが実施する空き家バンク事業を利用して空き家を購入または賃貸借し、改修する場合（その他要件あり）に、改修工費を補助します

■対象工事 補助金申請後に着工し来年2月29日⑩まで完了する、台所、トイレ、浴室等の水回り工事、または内装、屋根、外壁、電気配線、基礎等の改修工事

■補助金額 対象経費の6分の1～3分の2（上限10万円～40万円。世帯によって異なります）

■申来 年2月1日⑩まで本所建築課 内線483へ（ただし、申請額が予算額に到達次第、終了します） 他市HP

老朽危険空き家の寄附受付について

指定区域内にある老朽危険空き家（不良住宅）について、市が寄附を受けて解体・整地した土地を活用し、若者世帯や移住希望者の居住促進を図る事業を実施します。市税等滞納のない方が所有する不良住宅であること等の要件があり、調査の上判定します。

■指定区域 本町一丁目・二丁目・三丁目、三和町、三光町、双葉町、千石町、昭和町、大東町、神明町、錦町、上畑町、山王町、泉町、若葉町、家中新町、馬場町、大宝寺町、末広町、日吉町、宝町、鳥居町、新海町、大西町

■5月1日⑩～8月31日⑩に本所建築課 内線483へ

プレミアム付き商品券取扱加盟店募集

地元消費の拡大、地域経済の活性化を図るため、鶴岡商工会議所、出羽商工会及び市が6月に発行する予定の「プレミアム付き商品券」取扱加盟店を募集します。発行総額は12億円です

■①：同会議所会員 ②：同商工会会員 ③：①②の会員以外で市内に本店を置く事業所

■①同会議所 ☎24・7711 ②同商工会本所 ☎64・2130 または各支所へ ③本所商工課 内線563 または各地域庁舎産業課へ

他加盟条件あり。市HP

要件を満たす新規就農者に最長5年間給付青年就農給付金の申請を受け付けます

■6月15日⑩まで本所農政課 内線555 または各地域庁舎産業課へ 他要件等詳細は、農林水産省HP「青年就農給付金」または市HP

鶴岡市水資源保全地域に係る指定予定地域の告示・図面等の縦覧

水資源保全のために、土地の取引や利用に関し手続きが必要となる指定予定地域の図面等を、5月8日⑩～21日

④山形県環境企画課、庄内総合支庁環境課及び本所農山漁村振興課で縦覧します。期間中、住民及び利害関係者は、意見書を提出することができます。
本所農山漁村振興課 ☎内線597

土砂災害による被害の未然防止を図ります 土砂災害危険区域実態調査

鶴岡地域で毎年実施しています。調査へのご協力をお願いします。


☎5月13日④〜22日⑤ 本所防災安全課 ☎内線199

5月30日は 「ごみゼロの日」です

ごみ減量・リサイクル推進等について考えてみませんか。不法投棄やポイ捨てをなくし、きれいな鶴岡にしましょう。

▼鶴岡「ごみゼロ大作戦」

☎5月30日④午前10時
(小真木原公園中央駐車場集合) ☎市内各地の公園等の清掃 圃廃棄物対策課 ☎内線677



中だ市「ごみゼロ」の日は、ごみ減量・リサイクル推進等について考えてみませんか。不法投棄やポイ捨てをなくし、きれいな鶴岡にしましょう。

「事業系ごみ」は「ごみステーション」には出せません

会社や商店等の事業活動に伴う廃棄物で、「もやすごみ」(特別な物を除く)以外は「産業廃棄物」と定められており、事業者の責任で処理することが義務付けられています。再資源化に努めるか、産業廃棄物処理許可業者に処理を依頼してください。また、一般廃棄物

物である「もやすごみ」は、市のごみ焼却施設に搬入するか、一般廃棄物処理許可業者に処理を依頼してください。圃廃棄物対策課 ☎内線677

森林の土地を取得したときは届出が必要ですよ

個人か法人かに関わらず、売買契約、相続、贈与、法人の合併等によって、森林(登記上の地目に関わらず都道府県が作成する地域森林計画の対象となっている森林)の土地を新たに取得した場合は、森林の土地の所有者届出が必要ですよ(国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をした場合は不要)。面積の基準はなく全て対象です。

本所農山漁村振興課 ☎内線559 または各地域庁舎産業課へ

5月は「水防月間」です

大切な生命や財産を守りましょう。もしものときに備え、日頃からの心構えが重要です。次のような確認や準備をして水害に備えましょう。

▽テレビ等の気象情報に留意しましょう
▽避難場所・避難路を確認しましょう
▽非常持出品を準備しましょう

また、農業用水の通水が始まり、水かさが増しています。加えて近年、局地的な集中豪雨が頻発する傾向にあり、河川や水路の急な増水も懸念されます。水難事故に遭わないよう心掛けるとともに、危険な場所で遊んでいる子供を見掛けたら注意するなど、地域ぐるみで水の事故を防止しましょう。
本所防災安全課 ☎内線185

毎日が防犯 気をつけよう みんなで犯罪被害防止!

春は開放的な気分になるとともに、外出の機会も増えて犯罪が多発する傾向があります。

▽振り込め詐欺(オレオレ詐欺) ▽住宅侵入(空き巣) ▽不審者の声掛け・連れ去り ▽ストーカー・チカン・ひったくり ▽車上狙い・自転車盗難
少しでも不審に思ったら鶴岡警察署 ☎28・0110へ。

5月11日④〜20日⑤に「春の交通安全県民運動」が実施されます

「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本に、春の交通安全県民運動が実施されます。春は歩行者や自転車利用者の行動が活発になります。自転車の安全利用と歩行者保護を心掛け、交通事故防止に努めましょう。

5月6日はツキノフグマが餌を求めて行動する季節 熊の出没に注意!

夕方〜早朝は人里に出没する可能性が高くなります。山や山際の農地に出掛ける際は、鈴・笛・ラジオなど音の出るものを携帯し、十分に注意してください。また、山や農地に生ごみ等を放置することは、熊や猿を呼び寄せる原因となりますので、やめましょう。熊を見つけた場合は、駐在所(警察署)、本所農政課 ☎内線552 または各地域庁舎産業課へお知らせください。

山火事注意! 多発時期です 伝えよう 森の大事さ 火の怖さ

山火事の原因の多くは、たき火・タバコ・火入れの不始末です。行楽や山菜採りで山林に入るときは、火の取扱いに十分注意し、山火事による山林の損失を防ぎましょう。また、山林への火入れは許可が必要です。実施予定日の7日前までに申請してください。

本所農山漁村振興課 ☎内線559 または各地域庁舎産業課へ

人と動物が気持ちよく共生できるまちに 愛犬の散歩のマナーを守りましょう

誰しも自宅付近でおしっこやふんをされるのは嫌なものです。お互いが気持ちよく暮らせるまちにしましょう。▽愛犬のトイレは散歩に出掛ける前に自宅敷地内で済ませましょう ▽外でしてしまったときのために、ふんを持ち帰る袋と、おしっこを流す水(ペットボトル等)を持って出掛けましょう。河川敷や側溝、雪の中等への放置は厳禁です ▽小さな犬も必ずリード等でつないで歩きましょう

健康課(にこふる) ☎内線363 建設リサイクル法 全国一斉パトロール

市では、5月に建設リサイクル法に基づきパトロールを実施します。建築物等の解体時には届出をし、木材、コンクリート、アスファルト等の分別解体・再資源化を適正に行いましょう。
本所建築課 ☎内線484